

# Japan tax alert

EY税理士法人

## シンガポールが国別報告書に係る規則を公表

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

2018年2月5日、シンガポール政府は、所得税法に基づく、「2018年所得税(国際的な税務コンプライアンス協定 - 国別報告書)規則」(以下、「国別報告書に係る規則」)を公表しました。

### 国別報告書の適用と義務

国別報告書に係る規則は、2017年1月1日以降に開始する会計年度に適用されます。同規則において、シンガポールに所在する以下のいずれかの多国籍企業(MNE)グループの最終親会社(UPE)は、国別報告書をシンガポール税務当局に提出することが求められます。

- ▶ タイプAグループ - 連結売上高が11億2,500万シンガポールドル(約8億5,000万米ドル)を超えており、2つ以上の外国管轄区域にグループ会社を有するMNEグループ
- ▶ タイプBグループ - 連結売上高が11億2,500万シンガポールドルを超えており、1つの外国管轄区域に1つのグループ会社を有することに加え、他の外国管轄区域において恒久的施設(PE)を通じて事業を行っているMNEグループ

国別報告書の提出期限は、会計年度終了後12カ月以内となりますが、税務当局が許可を与えた場合は、当該期限の延長が認められます。

また、当該MNEグループの最終親会社(UPE)は、国別報告書を作成するにあたり使用したすべての記録を、会計年度終了後5年間は保管することが求められます。

シンガポール内国歳入庁(Inland Revenue Authority of Singapore、以下、「IRAS」)は、2016年に係る国別報告書について任意での提出(voluntary filing)を受け付けます。上記のとおり、シンガポールでは、シンガポールMNEグループに対して、2017年1月1日以降に開始する会計年度から国別報告書の提出が求められます。しかし、2016年に外国管轄区域の国別報告書の要件の対象となったシンガポールのMNEグループは、シンガポールにおいて任意で提出することができます。

国別報告書の要件を満たす納税者が、国別報告書を提出しなかった場合には、以下の罰則が科せられる場合があります。

- ▶ 国別報告書を期限までに提出することを怠った、又は国別報告書を作成するにあたり使用したすべての記録を5年間保管することを怠った場合は、1,000シンガポールドル(約760米ドル)の罰金が科せられます。罰金を支払わない場合には、納税者は6カ月以下の禁固刑が科せられる場合があります。また、当該不履行を続けた場合は、1日当たり50シンガポールドル(約38米ドル)以下の追加の罰金が科せられる場合があります。

- ▶ 虚偽又は不正確な情報を含む国別報告書を提出した場合は、10,000シンガポールドル(約7,600米ドル)以下の罰金が科せられます。また、2年以下の禁固刑が科せられる場合があります。

## 国別報告書の交換に係るアップデート

2018年2月1日、シンガポール政府は、所得税法に基づく、「2018年所得税(国際的な税務コンプライアンス協定 - 国別報告書の交換に関する権限のある当局の多国間協定)法令、以下、「2018年法令」を公表しました。2018年法令の別表1及び2において、IRASが国別報告書を交換する42カ国の一覧が記載されています。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

須藤 一郎

パートナー

ichiro.suto@jp.ey.com

### EYシンガポール

久田 幸治

シニアマネージャー

koji-k.hisada@sg.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等ございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出しています。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180417

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)